

祭礼行事が町家型市街地の通り沿い住空間に与える影響
福井県坂井市三国湊地区を対象として

Impact of Festivals on Living Space along the Streets of Machiya Type Urban Area:
The case of Mikuniminato Area, Sakai City, Fukui Prefecture

37-196172 宗野みなみ

Machiya was closely related to the streets, but as the times went by, the relationship diminished. I focused on local festivals as the key to inheriting and reorganizing the relationship. First, I followed the transition of the space for watching festivals in the living space, and confirmed that the space for watching festivals permeated the interior of the house as the times went down. Next, by analyzing the floor plan, the conditions and characteristics of the space were clarified, and it was confirmed that the conditions overlap with the conditions that make the "relationship between the street and the living space" close. Then, I clarified the mechanism for determining the relationship.

1. 研究の枠組み

1-1. 研究の背景と目的

背景①町家型市街地の「通りと住空間の関係」

中世・近世に建てられた町家は通りに面して建ち並び、大きな開口部を設けることで、通りと密接な関係を築いていた。しかし、人々の価値観や生活様式等の変化により、その関係の希薄化が進んでいる。

背景②関係再編の鍵を握る地域の祭礼行事

全国各地で祭礼と住空間が相互に影響する事例が報告されている。曳山祭において住空間から曳山を見物することが、通りに面して建物を建てることや通り側に大きな開口部を設けることにつながっているとの指摘¹⁾がある。祭礼行事が住空間に与える影響に着目することで、「通りと住空間の関係」を再編できる可能性がある。

背景③歴史的町並み整備手法検討の必要性

歴史的町並みの整備手法として、伝統的建造物群保存地区制度を代表とするファサード保全が主流であり、多大な成果をあげている。しかし、木造町家のファサードの存在自体に疑問を呈し、その保存が本質的な空間の保全に繋がらないとする指摘²⁾や、地権者の価値観との食い違い、制度運用に際する行政側の課題等についての指摘³⁾がされている。町家型市街地の町並み整備の方向性や手法を検討する必要がある。

本研究の目的

地域の祭礼行事を契機とした、町家の密接な「通りと住空間の関係」の継承という町家型市街地における新たな町並み整備の方針と整備手法について示唆を得ることを念頭におき、祭礼

行事が町家型市街地の住空間に与える影響と、町家型市街地における「通りと住空間の関係」決定の仕組みを明らかにすることを目的とする。

1-2. 対象地とその位置付け

対象とする祭礼行事の条件として、①曳山祭であること、②市街地周遊型の巡行ルートであること、③住空間から祭礼行事を楽しむ習慣があること、地区の選定条件として、④町家型市街地であること、⑤巡行ルートの道路幅員が狭いこと⁴⁾、⑥伝統的建造物群保存地区に指定されていないこと⁵⁾が挙げられる。岩間ら⁶⁾がまとめた「祭礼百選」に掲載された祭礼の中で、上記6つの条件を満たすものは9件である。本研究ではこの中で、幅員の狭い巡行ルートが連続する三国祭と三国湊地区を対象とする。

1-3. 既往研究の整理と本研究の位置づけ

祭礼行事と都市・町並み・建築の関係性についての研究は図1のように整理できる。(A)では桂ら⁷⁾の「都市における祭礼空間の研究」と題した一連の研究が、(B)では松浦ら⁸⁾の「都市空間に演出される祝祭空間の都市形態学的解釈」と題した一連の研究が、(C)では増井ら⁹⁾の一連の研究が代表的である。(D)には碓田ら¹⁰⁾の富山県の城端曳山祭を対象とした研究があり、増井ら⁹⁾が(E)に該当する多数の報告をしている。本研究は、ミクロスケールの分析を主とし、図の中でも、不特定多数の建物の、建物自体のあり方に着目した(F)に位置付けられる。

(F)は図2のように整理できる。本研究は(f-4)にあたる。これに該当する既往研究には、増井ら¹⁰⁾の、農家型市街地である滋賀県日野町の堀

に設えられる桟敷窓についての研究と、関ら¹¹⁾の長野県塩尻市奈良井宿の観光客向け店舗を対象とした研究がある。本研究は町家型市街地の住宅用途を含む建物自体に対する、祭礼行事と日常生活双方からのニーズの影響を詳細に分析する点において新規性があると言える。

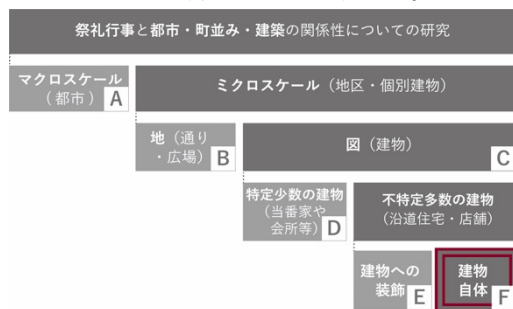


図1 既往研究の整理

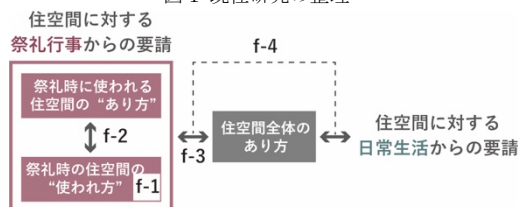


図2 既往研究の整理（F）の詳細な分類

1-4.論文の構成と研究の手法

本研究は7章から成る。3章で「通りと住空間の関係」の実態と変容を整理した上で、6章でその関係の決定の仕組みを明らかにする。6章における議論の前提として4章と5章で祭礼行事について扱う。4章で祭礼時の住空間の使われ方を、5章で祭礼時に使われる空間の特徴を明らかにする。

調査の手法は、文献調査、住宅所有者や関係主体への聞き取り調査、住宅所有者へのアンケート調査、住宅の外観調査である。これらの結果をKJ法やクロス集計によって分析する。なお、住宅所有者に曳山巡行を見物する場所を平面図または間取り図上に書き入れてもらうことで、その位置を把握した。

表1 調査スケジュール

調査日程	調査内容
2019年	8月 住宅所有者への聞き取り調査①
	11月 住宅設計者への聞き取り調査
	自治会長への聞き取り調査
	住宅所有者への聞き取り調査②
2020年	7月 住宅所有者へのアンケート調査
	住宅所有者への聞き取り調査③
	三国神社宮司への聞き取り調査
	三国祭保存振興会会長への聞き取り調査
	11月 巡行路沿道住宅の外観写真撮影
	巡行路沿道住宅のセットバック距離実測

表2 各調査から得られたデータの数

データ内容	時点	N=
アンケート回答	1980年時点	37
	2019年時点	49
平面図・間取り図	1980年時点	16
	2019年時点	17
外観写真	1980年時点	13
	2019年時点	49

1-5.用語の定義

町家型市街地

中世・近世に建てられた町家の残存状況によらず、町家の敷地割りや町家が建ち並ぶ当時の都市構造を現在に残す市街地と定義する。

住空間

建蔽地と非建蔽地を包含した住宅敷地内の空間すべてを指す。

2.対象地について

2-1.対象地の概要

対象地である福井県坂井市三国湊地区（旧三国町）は中世・近世に発展した湊町である。特に17世紀後半以降、三国湊は北前船の有数な寄港地として繁栄を極めたが、北陸本線の開通により商港としての役割を失い、現在は漁港である。

2-2.三国祭と三国湊地区

三国祭は三国神社の例大祭であり、毎年5月19日～21日にとり行われる。その中日に、当該年に当番となった区が奉納する武者人形を載せた曳き山車が地区内を巡行する。巡行路沿いの住宅で客をもてなすことが習慣となっている。

2-3.町並みに関する取り組み

1980年前後に町並み復元模型作成のための調査が実施され、民家の実測図と外観写真が記録¹²⁾されている。本研究ではこの成果を活用するため、2時点比較をする際には1980年と2019年を比較することとする。

3.「通りと住空間の関係」の実態と変容

通りと住空間の関係を、①通りとの距離（指標：主屋の通りからの後退距離(m)）と②通りに対する開き方（指標：主屋の通り側の壁面に対する開口部の割合(%)）の2項目で把握した。絵図と写真をもとにその変遷を追うと、①は昭和後期以降、②は平成以降に希薄化が進んだことがわかった。また、曳き山車巡行路沿いの住宅の現状について悉皆調査をすると、関係が密接である住宅と希薄化している住宅が混在していることが明らかになった。

4.祭礼時の住空間の使われ方の実態と変容

4-1.曳き山車の見方の変遷

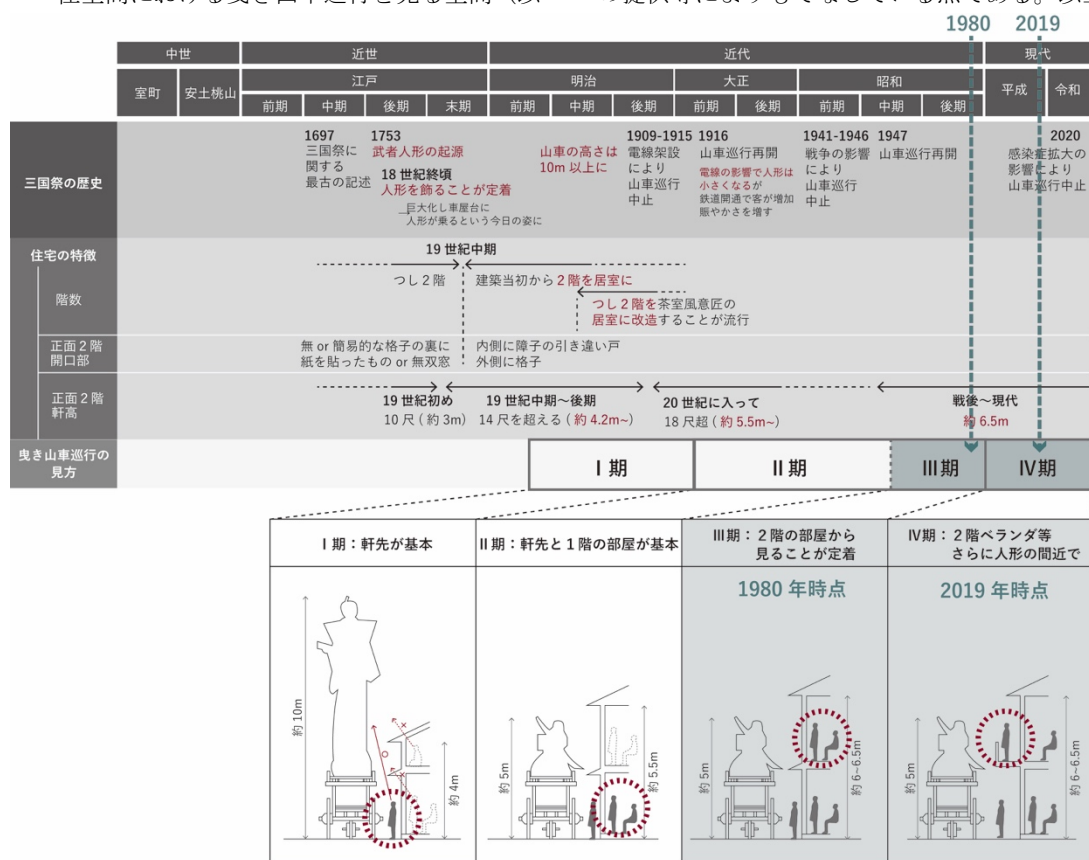
住空間における曳き山車の見方の変遷を追った。まず、絵図と写真の調査、聞き取り調査か

ら、ベランダから曳き山車を見始めたのは平成元年前後であること、現在は2階から見物することが巡行路沿道にある住宅の特権であると捉えられている一方、地上高さから見るのが基本であるとの認識も根強いことがわかった。次に曳き山車と住宅の高さの変遷とそれらの関係を整理し、住空間における曳き山車の見方を4期に分けた(図3)。I期では曳き山車の高さ約10mに対して、住宅の軒高が約4mであるため、住宅内部から山車人形を見ることが困難であり、軒先から見るのが基本であった。大正期に入り電線架線により曳き山車が低くなり、対して住宅の軒高が高くなったため、住宅内部から曳き山車を見物することが可能となった。まず1階の部屋から見物することが定着したのがII期、次に2階の部屋から見物することが定着したのがIII期である。IV期ではベランダ等から見物する住宅が登場している。1980年はIII期、2019年はIV期に位置付けられる。

4-2. 祭礼時の住空間の使われ方の2時点比較

住空間における曳き山車巡行を見る空間(以

降、「観賞空間」と表記する)は、1980年には、1階の部屋、2階の部屋、家の前(軒先)が大半を占めていたのに対して、2019年には上記3箇所に、敷地内駐車スペース、テラス・ベランダを加えた5箇所が大半を占めている。観賞空間は多様化したと言える。住空間の使われ方で変化した点の1つ目は訪問客の属性が単一化・固定化した点である。1980年には「知人の知人まで入れ替わり立ち代わり⁽³⁾」訪問する住宅が多かったが、2019年には親戚のみ招く住宅が増加している。2つ目は建具が通りに対してより開かれた状態となったことである。祭礼時には襖を取り外し玄関ドアを開け放す住宅が多く、平時より住空間が通りに開いた状態となる。2019年にはさらに窓ガラスをサッシごと取り外す住宅が登場し、より住空間が通りに開かれた状態となっていた。変化していない点の1つ目は、テーブルを移動させ座布団を敷く等、家具の配置を祭仕様に变化させる点である。2つ目はほとんどの住宅で訪問客を招き入れ、飲食の提供等によりもてなしている点である。以上



より、形を変えている部分はあるが、訪問客を招き住空間から祭礼行事を楽しむ習慣は継承されているため、祭礼行事が町並み整備のきっかけとなり得ることがわかる。

5. 曳き山車巡行を見る空間の実態と変容

5-1. 敷地奥行方向の位置関係の分析

曳き山車巡行路（以降、「通り」と表記する）、観賞空間、店舗空間、主屋全体の、敷地奥行方向における位置関係を分析した（表3）。明らかにになったことの1点目は、観賞空間は基本的に通り側であることである。通り側でないのは、通り側の部屋が作業部屋である等、観賞空間とできない場合に限られる。また、通りから主屋が後退している場合には、通り側の駐車スペースや車庫が観賞空間となるケースが確認された。2点目は、店舗空間は観賞空間となりにくいことである。3点目は住空間の変化に伴い、ベランダや駐車スペース等新たに登場した空間が観賞空間となっていることである。4点目は、「通りと住空間の関係」に影響する空間についてである。店舗併用住宅では1階の「通りと住空間の関係」に影響するのは店舗空間であるが、専用住宅ではそれは観賞空間である。2階についてはどちらも、その関係に影響するのは観賞空間である。1980年と2019年で比較すると、店舗併用住宅の割合が減少し、専用住宅の割合が増加している。よって、「通りと住空間の関係」に着目した町並み整備を行うにあたり、観賞空間へのアプローチがより重要になっている。

5-2. 敷地間口方向の位置関係の分析

観賞空間の敷地間口方向の位置関係に着目し、観賞空間が片側に寄っているケースについてその要因を分析することで、観賞空間の特徴を明らかにする。明らかにになったことの1点目は、通りに視線が抜ける場所が観賞空間となること

である。特に、1980年には2階開口部に重なる位置に店舗の看板を設置している店舗併用住宅があり、その場合、看板を避けるようにして観賞空間が選ばれる。2019年には店舗併用住宅の割合が減少し、店舗であっても上記位置に大きな看板を設けることが減ったため、2019年の方が2階が観賞空間となりやすい条件である。2点目は、家具等の配置を祭仕様に变化させやすい用途の部屋が観賞空間となりやすいことである。開口部の条件が同一であっても、個人室や物置部屋より居間が観賞空間となりやすい。3点目は和室が観賞空間となりやすいことである。

6. 「通りと住空間の関係」決定の仕組み

6-1. 調査と分析の流れ

まず、「通りと住空間の関係」に影響し得る要因を幅広く把握するため、住宅所有者5名、住宅設計者3名に対して詳細な聞き取り調査をし、その結果をKJ法を用いて整理⁽⁴⁾した（図4）。そして、住宅所有者に対するアンケート調査、住宅外観調査、住宅所有者、住宅設計者、自治会長への聞き取り調査の結果を用いて、各要因の影響を検証した。なお、「通りと住空間の関係」を①通りとの距離と②通りに対する開き方に分けて、その決定の仕組みを分析したが、ここでは、祭礼行事以外の要因が強く働いている①通りとの距離決定の仕組みについて説明する。

6-1. 居住者の祭礼行事に対する意識の影響

(1_1)~(1_6)：出身地にかかわらず、三国祭を伝統行事として誇りに思うとの回答が多い。旧三国町に近いエリア出身の居住者ほど、三国祭に子どもの頃からの思い出があると回答しており、さらにその回答をしている居住者ほど、住宅を建てる際に祭礼を意識する傾向にある。また、祭礼に積極的に関わる居住者ほど、住宅を建てる際に祭礼を意識する傾向にある。

表3 間口奥行方向の位置関係の類型

1階奥行方向 位置関係図	店舗併用住宅				
	1-A	1-B	1-C	1-D	1-E
1980年	2件	7件	1件	0件	0件
2019年	0件	0件	1件	1件	1件

1階奥行方向 位置関係図	専用住宅							
	1-F	1-G	1-H	1-I	1-J	1-K	1-L	1-M
1980年	0件	1件	1件	0件	0件	0件	1件	0件
2019年	1件	0件	1件	2件	3件	1件	1件	1件

2階奥行方向 位置関係図	店舗併用住宅・専用住宅			
	2-A	2-B	2-C	2-D
1980年	7件	1件	0件	0件
2019年	4件	1件	1件	2件

(1_7)：住宅を建てる際に祭礼を意識したと回答したのは86件中26件であり、さらに、祭礼を意識して通りに面して住宅を建てたのは、26件中10件である。

6-2.居住者の町並み保存に対する意識の影響

(1_8)：両者の関係に強い傾向は見られなかった。

(1_9)：住宅を建てる際に町並み保存を意識したと回答したのは86件中13件であり、さらに、町並み保存を意識して通りに面して住宅を建てたのは、13件中4件である。

6-3.街なみ環境整備事業(6)の影響

(1_10)：事業が開始した2005年以降に建てられた6件の住宅が対象である。事業を活用した住宅が2件、活用しなかった住宅は3件である(1件は無回答)。活用しなかった理由として、3件中2件が、通り側に駐車スペースが必要であったことを挙げており、実際にこの2件は通りから主屋が後退している。

6-4.生活様式の変化の影響

(1_12)：主屋の延床面積は店舗併用住宅の方が専用住宅よりも大きい傾向にある。

(1_11)~(1_12)：専用住宅においては、居住者の人数が多いほど主屋の延床面積が大きい傾向にあるが、店舗併用住宅においては両者の関係に強い傾向は見られない(表4)。なお、居住者の世代数については、相関は見られなかった。また、1980年と2019年で比較すると、店舗併用住宅の割合が減少し専用住宅の割合が増加しており、さらに1つの住宅あたりの居住者の人数が減少している。つまり、主屋の延床面積は生活様式の変化により減少傾向にあると言える。

(1_13)~(1_14)：中庭の無い住宅の方が、中庭のある住宅よりも、主屋の延床面積と主屋の通りからの後退距離に負の相関が強い(表5)。これは、中庭のある住宅では、非建蔽地の一部が中

庭に配置されることで、主屋の通りからの後退距離が軽減されているためであると考えられる。1980年と2019年で中庭を持つ住宅の割合は変化していない。

表4 建物用途別 主屋の延床面積と居住者数の関係

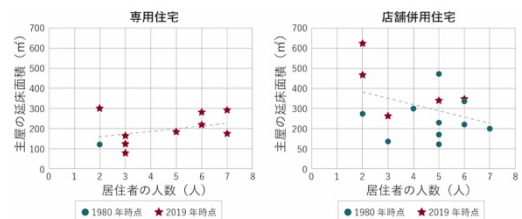
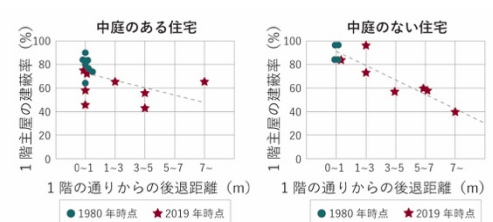


表5 1階主屋の通りからの後退距離と建蔽率の関係



(1_15)：自動車保有台数が増えるほど、敷地内駐車台数も増える傾向にあるが、敷地外駐車場との併用により、敷地内駐車台数の増加が抑えられているケースも確認された。1980年と2019年で比較すると、自動車保有台数、敷地内駐車台数ともに増加している。

6-5.敷地条件の影響

(1_15)~(1_16)：対象地には、通り(曳き山車巡行路)のみに接道する敷地と、通りとそれ以外の道路に接道する敷地がある。このような接道条件と、敷地内駐車スペースの位置から住宅を類型化した(表6)。(f)に着目すると通りとそれ以外の道路に接道する敷地では、主屋を通りから後退させずに敷地内駐車スペースを設けることが可能であるとわかる。1980年には通りとそ

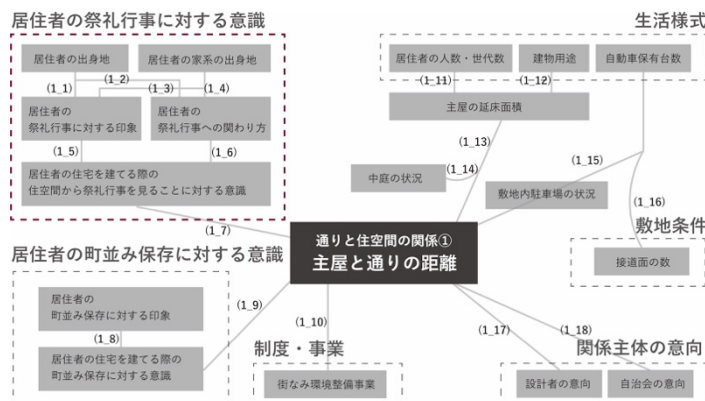


図4 通りとの距離に影響し得る要因の整理

れ以外の道路に接道している敷地のほとんどで主屋を通りから後退させていなかったが、2019年には後退させる住宅が多くなっている。

表6 敷地条件と駐車スペースの位置による類型

接道条件と敷地内駐車スペースの配置による類型	通りのみに接道		通りとそれ以外の道路に接道			
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
駐車スペース 通り 通り以外の道路 敷地境界線	通り	P 通り	通り 通り以外	P 通り 通り以外	P 通り 通り以外	P 通り 通り以外
1980年	8	1	5	0	1	8
2019年	10	13	3	6	6	11

6-6.関係主体の意向の影響

(1_17)：対象地における住宅設計者の組織は建築組合のみであり、組合の構成員間に共通の設計思想は無いことがわかった。

(1_18)：区長が住宅を新築する予定のある居住者に対して、街なみ環境整備事業を活用するよう助言することがある。しかし、住宅を建てる際に区長や近所の住民から助言をもらったまたは相談をしたのは86件中4件にとどまる。

7.まとめ

7-1.結論

I. 祭礼が住空間に与える影響は時代が下るにつれ大きくなり多様化している。

II. 住空間から祭礼行事を楽しむ習慣は形を変えつつ継承されているため、町並み整備にあたり祭礼行事をきっかけとすることは有効である。

III. 観賞空間となる空間の条件は「通りと住空間の関係」を密接にするための条件と重なるため、観賞空間に着目することが「通りと住空間の関係」の継承と再編に有効である。

IV. 「通りと住空間の関係」は祭礼行事からの要請と生活様式の変化の影響を強く受けているが、住空間の構成要素の配置を工夫することにより双方の要請に応えられる。

7-2.町並み整備についての示唆

本研究から得られた示唆をもとに、町家型市街地における町並み整備の基本方針と整備手法を提案する。基本方針は、「通りと住空間の関係」を密接にすることであり、その実現のための整備手法は以下の通りである。

①通り側に観賞空間となる空間を設けること

観賞空間となる空間の条件は、開口部が大きく通りへの視線が妨げられず、家具の配置を祭仕様に变化させやすい用途であることである。

②中庭の配置を工夫し主屋を通りから後退させないこと

生活様式の変化による必要床面積の減少により生まれる非建蔽地は、中庭に配置するとよい。

③敷地内駐車スペース設置による主屋の後退を

最小限とすること

通りのみに接する敷地においては、敷地内駐車台数を必要最小限とし、敷地外駐車場と併用する。主屋の1階全体が後退してしまう場合には、2階は後退させない。通りとそれ以外の道路に接する敷地では、駐車スペースは通り以外の道路側に設ける。

通りのみに接道する敷地



通りとそれ以外の道路に接道する敷地



図5 町並み整備の手法イメージ

注

- (1)松浦 ④は巡行型行事の屋台曳行では、街路幅員が狭い(約5m)場合は、観客は道路脇や建物の軒下から見物する傾向にあり、街路幅員が中程度(約7-12m)以上の場合は街路から見物する傾向にあると報告している。したがって巡行ルートの道路幅員が狭い方が祭礼が住空間に影響を与えやすい。
- (2)居住者の住空間に対するニーズが、規制の影響を受けず直接住宅に反映されていることが、調査対象として望ましいためである。
- (3)住宅所有者の証言による。
- (4)青木ら¹³⁾の手法を参考にした。
- (5)坂井市による事業で2005年から現在まで継続されている。住宅を新築または修景する際に基準を満たすと助成が受けられ、「規模及び位置」の基準が設けられている。駐車スペースを設ける程度住宅建物が後退した場合は助成の対象外となる。

参考文献

- 1) 三宅他(2011),「大津市における建物更新としつらいの関係性についてー建物の更新と祭礼時の空間利用・演出の相互の関係性に関する研究 その2-」,『日本建築学会大会学術講演梗概集(関東)2011年8月』,pp.399-400
- 2) 福田(1981),「民家調査から町並み調査へ」,『環境文化第50号特集歴史的町並みの総点検』,pp.47-50, (財)環境文化研究所
- 3) 斎尾他(2014),「歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持 重要伝統的建造物群保存地区と未選定地区との比較分析」,『日本建築学会計画系論文集第79巻第695号』,pp.131-139
- 4) 岩間他(2008),『祭りのしつらい 町家とまち並み』,(株)思文閣出版
- 5) 成松他(2012),「都市における祭礼空間の研究ー熊本県八代妙見祭、本渡諏訪神社大祭、青井阿蘇神社おくん祭を事例として」,『日本建築学会九州支部研究報告第51号』,pp.437-440 他
- 6) 松浦(2015),「巡行型祭礼における街路空間と祝祭空間の都市形態学的解説 日本三大曳山祭を事例として」,『日本建築学会計画系論文集第80巻第712号』,pp.1339-1346 他
- 7) 増井他(1998),「町家および街路空間における祭礼時の空間演出に関する調査研究」,『住宅総合研究財団研究年報1999年25巻』,pp.49-60 他
- 8) 碓田他(2006),「富山県の城端曳山祭にみる空間演出の変容に関する研究」,『平成18年度日本建築学会近畿支部研究報告集』,pp.713-716 他
- 9) 碓田他(1997),「北陸地方における伝統的町並みと祭礼時の空間演出に関する研究ー富山県高岡市、八尾町、城端町の町並みと祭礼時の空間演出について」,『平成9年度日本建築学会近畿支部研究報告集』,pp.401-404 他
- 10) 海老名他(2006),「伝統的都市祭礼の空間演出を活かした町並み景観の保全整備に関する研究ー滋賀県日野町を対象として その1」,『平成18年度日本建築学会近畿支部研究報告集』,pp.381-384 他
- 11) 関他(2016),「観光地化と町並み及び祭礼行事の変容に関する研究ー長野県塩尻市奈良井宿を事例として」,『平成28年度日本建築学会近畿支部研究発表会』,pp.361-364
- 12) 三国町教育委員会(1983),『三国町の民家と町並 三国町民家調査・町並調査報告書』,三国町郷土資料館
- 13) 青木他(2015),「荒川流域における水屋・水塚を備えた屋敷の立地状況とその空間変容に関する研究」,『日本建築学会計画系論文集第80巻第710号』,pp.851-861